

(仮称) 松林地区地域集会施設等複合施設整備事業説明会 (第2回目)

日時：令和5年1月24日(火) 13時30分から

場所：松林公民館

出席者：市民自治推進課長、市民自治推進課主幹、市民自治推進課課長補佐、市民自治推進課担当3名、建築課長、建築課主幹、資産経営課主幹、高齢福祉介護課担当主査

来場者数：17名

○司会

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備事業に関する近隣住民説明会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日説明会の司会進行を務めさせていただきます。茅ヶ崎市総務部市民自治推進課協働推進担当課長補佐です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ち、いくつかご案内がございます。

現在茅ヶ崎市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会議等の開催にあたっては、消毒液の設置等に取り組んでおります。本日会場にいらっしゃる皆様におかれましても、マスクの着用等にご協力いただきますようお願いいたします。

【資料確認】

お手元に緊急時連絡先票というA5の紙を配布させていただいております。こちらにつきましては万が一、本会議内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、皆様のご連絡先を保健所等に提出をさせていただくことがございますので、あらかじめご承知おきください。

ご記入いただきましたら机の上に置いていただいて、お帰りの際には、そのままご退席いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

最後に、本説明会の概要の作成、公表のため、録音させていただいておりますので、ご了承ください。

本日いただいたご意見につきましては、他の日程での説明会でのご意見、計画に対するご意見を文書でいただくパブリックコメント手続きなどを踏まえて対応を検討して参ります。

最終的な市の対応方針につきましては、本説明会の概要とあわせて公表させていただくことを予定しております。本日の説明会は質疑応答を含めまして、概ね1時間程度を予定しておりますのでご協力くださいますようお願いいたします。

では最初に市民自治推進課長よりご挨拶させていただきます。

○市民自治推進課長

皆様こんにちは。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。茅ヶ崎市総務部市民自治推進課課長させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

松林地区の皆様には、平成20年、2008年より、地域集会施設の整備等についてご要望をいただいております。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事象も起こりまして、本年は2023年でございますので、15年の間、ずっとこの整備についてお待たせするような状況となっております。皆様には本当に申し訳ございませんでした。

しかし、ここでやっと建設の準備を進めることとなりましたので、まずは、整備地の近隣にお住まいの皆様にご説明を差し上げようということで、この説明会を開催させていただいております。

第1回目は1月21日の土曜日のお昼に開催させていただきましたが、その会では35名の皆様にご出席いただきました。本日は第2回目の説明会となります。

ここで皆様からいただいたご意見も踏まえ、今後の整備等を進めて参りたいと考えてございますので、短い時間ではございますがどうぞよろしく願いいたします。

○司会

それでは、議事に入る前に出席者を紹介させていただきます。

【市職員紹介】

○市民自治推進課長

行政側の出席者と合わせまして、本日は、松林地区まちぢから協議会の役員の皆様等にお集まりいただいております。ご紹介させていただきます。

まず、会長でございます。副会長Aでございます。書記でございます。幹事でございます。部長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○司会

それでは議事に入ります。

次第の(1)地域集会施設、地区ボランティアセンター及び地域包括支援センターについて、及び(2)(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案について、市民自治推進課よりご説明させていただきます。

続いて建築課より解体工事等についてご説明させていただき、一通りの説明が終わった後に質疑応答の時間とさせていただきますよろしく願いいたします。

○市民自治推進課担当A

それでは市民自治推進課より、地域集会施設、地区ボランティアセンター、地域包括支援センターの各施設の役割等についてご説明いたします。

配付資料①のスライドの資料をご覧ください。こちら2ページの目次に沿って、各施設についてご説明いたします。

まず3ページをご覧ください。地域集会施設でございますが、地域集会施設は、コミュニティセンター、通称コミセンと略されております。コミュニティセンターはサークルや団体等の地域住民の自主的活動の推進を図ることを目的としている施設でございます。

また、地域課題の解決に取り組むコミュニティである、まちぢから協議会等の協議の場、活動拠点でもございます。

4ページをご覧ください。コミュニティセンターの歴史についてですが、1984年、昭和59年に、市内第1号のコミュニティセンターである浜須賀会館が、市内松が丘に建設されており、直近では2015年、平成27年に11館目のコミュニティセンターである松浪コミュニティセンターが、市内常盤町に開設されております。

5ページをご覧ください。こちら地図の通り、現在市内13地区のうち、11地区にコミュニティセンターが設置されております。また、公民館につきましては、星印が5つございますけれども、市内5ヶ所に設置されております。

6ページをご覧ください。それでは、この公民館とコミセンとの違いについてご説明いたします。こちら左上の設置目的にございます通り、公民館につきましては社会教育法第20条におきまして、教育、学術、文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るための社会教育施設でございます。

利用される皆様にとってなかなか違いが難しいとは思いますが、簡単に説明をしたものが、7ページです。公民館は社会教育法に基づき設けられた地域住民のための社会教育施設、学びを中心とした活動の拠点でございます。一方コミセンは、地域住民の自主的活動の推進を図る施設です。こちらは学習目的でなくても、地域活動のために集える、地域活動の拠点という部分におきまして、

公民館とコミセンは異なっている状況でございます。

8 ページをご覧ください。施設の管理運営におきまして、公民館は市職員が配置され、市が直営で管理を行っております。一方、既存のコミュニティセンターはいずれも、自治会ですとか地区社協、民児協、青少年育成推進協議会等の団体で構成されました管理運営委員会や、まちぢから協議会といった団体が指定管理制度によって管理運営を行っております。

地域の団体で管理することにより、その地域に合ったより自由度の高い管理運営を実施できるメリットがございます。また、利用の受付等の事務につきましては、管理運営委員会ですとか、まちぢから協議会の委員以外のスタッフを、地域住民の中からその施設の規模に応じて雇用をしている状況でございます。

9 ページをご覧ください。コミュニティセンターの機能については、一番新しい松浪コミセンを参考にご説明をいたします。松浪コミセンは、1 階に複合施設である子どもの家、ボランティアセンター、地域包括支援センターが併設されておまして、その他にも、広いフリースペースやカフェがあります。2 階にはホール、調理室、音楽室、会議室が 3 つ、和室が 2 つ設置されております。

10 ページをご覧ください。こちら松浪コミセンですが、会議室ではサークル活動や団体等の会議、和室では親子でのヨガ教室なども実施されております。

11 ページをご覧ください。こちら一番広いホールでは会議だけでなく、社交ダンスですとか、フラダンス、太極拳、卓球、スポーツ吹き矢など様々な活動が行われております。調理室では蕎麦打ち体験なども実施されております。多くの市民の方々が多世代で交流することにより、様々な繋がりが生まれております。

12 ページをご覧ください。こちらは平日午後のカフェやフリースペースの様子です。カフェは高齢者の方が集まってお茶をしたり、フリースペースは小学生が遊んでいたりと、中高生が勉強していたりと、世代を問わず多くの方が利用しております。会議室やホール等の貸し部屋は、団体登録をして事前に予約をしないと利用できませんが、フリースペースやカフェ等は誰でも利用が可能となっており、公民館とは違って学ぶ目的ではなくても、誰でもふらっと集える場所となっております。

13 ページをご覧ください。利用方法につきましては、先ほどご説明したフリースペースやカフェなどは予約なしで利用できますが、こういった会議室やホール等の貸し部屋につきましては、事前に団体の利用者登録を行い、登録後に直接窓口での申し込みですとか、公共施設予約サービスを利用して申請を行います。施設の使用料は無料となっております。以上がコミセンの説明となります。

14 ページをご覧ください。地区ボランティアセンターとは、地区社会福祉協議会が運営しており、日常生活の困りごとなどを気軽に相談できる、住民同士の身近な相談窓口となっております。本人または家族が、高齢・病気・出産・育児などの理由により日常生活に支障があり、支援を必要とする方のちょっとした困りごとに対する手助けなど、同じ地域にお住いのボランティアの皆さんがお応えしております。

15 ページをご覧ください。ボランティアセンターに寄せられる依頼の一例として、施設や作業所の行事のお手伝い、保育などの見守りのお手伝い、一人暮らしのお年寄りの話し相手、こちらは囲碁や将棋等の相手なども含まれます。散歩の付き添い等の外出支援、草取りや低い木の剪定、掃除や洗濯、電球の交換などの簡単な修理、その他、ごみ出しや買い物などなど様々な支援を行っております。支援の内容や利用料金は地区によって異なりますので、まずはご相談をお願いいたします。

16 ページをご覧ください。続いて、地域包括支援センターについて説明いたします。地域包括支援センターとは、高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行うところでございます。また、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機能を果たす機関でもあります。高齢者やその家族からの相談について、保健師や看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種がチームとなって連携し、保健・医療・介護・福祉など様々な面から皆さんの生活を支えております。

詳細はお配りしております「高齢者のガイド」をご覧ください。

17 ページをご覧ください。ボランティアセンター及び地域包括支援センターは市内で 13 地区に

設置されております。

各施設の概要の説明については以上でございます。

○市民自治推進課主幹

今お手元にお配りをしております、こちらの仮称松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案についてご説明をさせていただきます。

地域集会施設は通称コミセンと言われておりますので、ここからはコミセンとして説明をさせていただきます。この計画は本市で12館目となります。コミセンを松林地区に整備するための諸条件や方向性をまとめた計画でございます。

1ページをご覧ください。これまでの経緯といたしまして、中段に記載をしておりますように、松林地区で活動されている様々な団体の皆様が組織されております松林地区まちぢから協議会を通じまして、松林地区のコミセンの建設について、平成20年、2008年より15年にわたり、ご要望をいただいている状況がございました。

この間に松林地区まちぢから協議会の皆様が、自発的にコミセン研究会を発足され、松林地区に望ましいコミセンについて検討を進めていただいております。

続いて3ページをご覧ください。こちらには、本市でこれまで整備いたしました11館のコミセンの開設の年であるとか、大きさがございます。また、コロナ禍で利用者の制限をしていた状況ではありましたが、令和3年度の利用者人数の情報等を一覧表でお示ししております。松林地区にこれから整備をして参りますのは、本市で12館目となるコミセンでございます。⑪の松浪コミセンの状況等を参考にしながら、今後整備を進めて参ります。

続いて5ページをご覧ください。こちらには、松林コミセンがどのような理念を持って整備を進めていくのかをまとめてございます。松林コミセンは地域活動の拠点としての役割だけではなく、様々な年代の皆様が気軽に訪れていただき、来訪者同士が交流をして、それをきっかけにお互いを支え合う心であるとか、地域への愛着を育む施設を目指して整備を進めて参ります。

基本方針として、①の市民の交流、②の文化、学び、③の健康、スポーツ、④の福祉、この4つを柱としております。

8ページをご覧ください。こちらに記載をいたしましたように、地域福祉の拠点として、現在赤羽根にございます地区ボランティアセンター、ふれあい支え合い松林サポートセンターと、高田にございます地域包括支援センターくるみをコミセンに移転しまして、複合施設として整備を進めて参ります。

続いて11ページをご覧ください。整備予定地といたしましては、市営高田住宅の二階建て棟の跡地、南東側の敷地、1,500㎡に二階建て、床面積1,500㎡を上限といたしまして整備を進めて参ります。

完成後の管理運営につきましては、13ページをご覧ください。こちらに記載の通り、松林地区まちぢから協議会に指定管理者として担っていただくことを想定しております。

最後に今後の予定でございますが、近隣住民の皆様を対象とした本日のような説明会、1回目は先週の21日に開催いたしました。それで今回が2回目です。3回目につきましては、本日19時30分から、こちらの松林公民館において開催いたします。

その後、基本計画に関する、茅ヶ崎市の全市民の皆様を対象とした意見交換を、25日水曜日の10時から、27日金曜日の19時から、こちらは松林公民館で行い、29日の日曜日の10時から市役所の本庁舎4階の会議室にて開催を予定しております。

また、基本計画素案に対するたくさんのご意見をいただきたく、1月27日金曜日から3月7日火曜日まで、パブリックコメントを実施いたします。

こうしたところで皆様からいただいたご意見を踏まえまして、この基本計画を策定し、この計画を基に、令和5年度には設計を進めて参ります。なお、工事等の説明につきましては、この後、建築課よりさせていただきます。

以上簡単ではございますが、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案について

てご説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○建築課主幹

建築課より、市営高田住宅の解体工事及び周辺道路整備についてご説明させていただきます。基本計画素案の14ページをご覧ください。施設整備のスケジュールは14ページの表の通りとなっております。

解体工事の実施時期は、令和5年10月から3月末までの工期で実施する予定としております。概要といたしましては、市営高田住宅の北側の5階建ての建物2棟は残し、2階建ての建物14棟と、敷地内の公園を除却するものです。解体後の敷地は砕石を敷きならす予定です。詳細な施工方法や工程等につきましては、施工業者が令和5年9月に決定する見込みとなっておりますので、その後、近隣の皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。

その他、今年度は解体工事に向けて、敷地の測量、地質調査、アスベスト調査、電柱等の移設や撤去を実施しております。

また、令和5年度、6年度には、敷地に接する道路の向かい側の住宅を対象に、解体工事の前後に家屋調査を実施させていただきます。周辺道路の整備につきましては、市営住宅の敷地に接する南側と東側の道路の市営住宅側に、約2.5メートルの歩道を整備する予定で、道路関係部局と庁内調整を行っております。実施予定としましては、令和5年度に警察協議と道路設計を行い、令和6年度に道路工事をする予定となっております。

あと1点、建築課から補足説明をさせていただきます。11ページをお開きください。(2)整備用地の右側の拡大地図をご覧ください。市営高田住宅に関しましては四方向が道路になっておりまして、先ほどご説明しました通り、東側と南側につきましては2.5メートルの歩道を設置する予定となっております。

また、南西側の角地に隅切り設置と書いてありますが、こちらに関しては現況道路に段差ができていますので、まずその段差を解消した後に2.5メートルの歩道をつける形になっていますので、この隅切り設置の部分については若干歩道の幅員が広がります。細かいところに関しては道路部局で設計を行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、市営高田住宅の西側の道路ですが、建築基準法によって道路中心から2メートル下がる道路になっておりますが、現況、市営高田住宅は道路中心から2.2メートルから2.3メートル下がっております。

現在、道路上に見えるのですが、実質は道路の中心から2メートルの差、20センチから30センチの空間については、正式に市営住宅の敷地になっておりますので、その部分を道路に変更するということが、新たに後退が生じるということではありません。西側道路に関しては現況道路、下がったところで市営住宅の敷地を道路に変えるという内容になりますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上になります。

○司会

説明は以上となります。続きまして質疑応答を行います。

質問のある方は挙手をお願いいたします。職員がマイクをお持ちしますので、お名前を申されてからご発言いただくようお願いいたします。ご質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

○住民A

解体に関することなんですけれども、結構道路狭んですぐそばに住んでいまして、市営住宅も結構古くてずっとあのままっていう感じなので、ねずみとか害虫とか解体するときに心配という話をちょっとして、不安だっていう点が1点。

あともう1点目が、基本方針のところの福祉の、子育て世代が利用しやすいコミュニティセンターということで、マンションとかも結構できて、結構移住される方とか子育て世代もすごく増えているということも聞いて、この辺はちょっと質問というよりは、私も今子どもがいるんですけど

も、よりこころは充実させていただけると、もっと移住者とかも増えて茅ヶ崎ももっともっと活性化するのかなって思っていますので、是非よろしくをお願いします。

○建築課長

害虫やねずみが解体の際に出てこないかという話なんですけれども、今まで建築課として、解体工事もいろんな箇所でやっているんですが、今のところそういう問題になったことはないです。

それから多分、敷地の中で解体する部分のお宅は誰も住んでいなくて、当然食べ物もないですし、下水も流れていないので、水が温かい場所とかもないので、おそらくその辺のところは問題ないんじゃないかなと思います。

ただ解体工事をやっている中でもそういうことがあれば、対応はさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○市民自治推進課長

ご要望いただきました子育て世代が利用しやすいコミュニティセンターにつきまして、お答えさせていただきます。

この計画を作る前の段階で、松林地区の皆さんが松林コミセン研究会を自発的にお作りいただいて、研究を重ねていただいているのですが、その中で松林地区の保育園や幼稚園に通っているお母様方にアンケート調査をしていただいたりと、松林地区まちぢから協議会の皆さんも是非子育て世代の方が使っていただきたい、いろんな方と交流を深めていきたいという思いを持って、研究を進めてくださっておりますので、その辺の意見も踏まえて、多くの皆さんに利用していただけるように努めて参ります。

また、パブリックコメント等でご意見を言う機会もありますので、是非そのようなご意見も、周りの子育て世代の方々にもお話していただいて、皆さんからの「こういうコミセンが欲しいな」というようなご要望を挙げていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○司会

他に質問がある方。

○住民B

既存の市営住宅が5階建ての建物、これは残すということですよ。なぜ残すかはよくわからないんですけど、この建物はおそらく昭和56年以前の建物だと思うんですけども、今の耐震基準から言うと、もう大地震にはもたないということで、耐震補強なり必要な建物だと思うんですよ。

だからその辺の検討はしているのか。見ているとあそこは年寄りが多いんですよ。それで実際には5階というのは非常に厳しいんだよね。だから、どうせなら市営住宅の方も残すなら建て直しの方が賢明だと思うんですけどね。予算方針もあるだろうけども、その点は如何なんでしょうか。それともこの用地含めて全体をなぜ工面できなかったのか、ここだけ何か残すという理由があったんでしょうか。

○建築課主幹

まずご指摘ございました5階建てが2棟建っているのですが、まず建物の耐用年数なんですけど、公営住宅法で70年という定めがございます、現在この既存の2棟に関しましては、あと17年ぐらいは残ってるというところですので、基本的には適正に維持管理をして、市営住宅のためにご利用いただくというような形で考えております。

また、耐震性に関しましては以前もう耐震診断しておりまして、耐震性は問題ないということで、確認はしておりますので、先ほど申し上げましたように、適正に維持管理をして、最終的に耐用年数を迎えるところまでは使わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○住民B

2階建ての方は増築してますよね。耐用年数の問題からいったらチェックはできない。

○建築課主幹

2階建ての方ですが、こちらも公営住宅法で年限が定められておまして、2階建て棟は45年です。現状、2階建ての方に関しましては耐用年数も過ぎておりますので、そちらの建物の寿命ももう過ぎていきますので、撤去という形になるのですが、5階建ての方は、まだ耐用年限が過ぎておりませんので、維持管理していくというような形になります。

○司会

他にご質問がある方。

○住民C

土地利活用っていうのが4,330㎡となっていて、この周りの土地ですね、複合施設の他の土地ということなんですけど、ここの活用については何かご計画があるのでしょうか。

○資産経営課主幹

以前、平成30年ぐらいに公共施設整備再編計画というのを作っておりました。今から5年ぐらい前にはなるんですけども、その段階では、コミセンの用地は段階的に土地利用していくというところがありまして、まだコミュニティセンターの建設というのも明確にはなっていない、検討の対象地の1ヶ所というところでした。

今回、スケジュールの中で見てみましても、これから令和5年、6年、7年、そして8年中にコミセンを開館していくという段階で、まださらに4年程かかっている中で、これからこちらの土地利用につきましては、検討していくというところになりますので、現段階では、明確にどうしていくというところは決まっているものではありません。これからまた計画を立てていく中で、皆様のご意見ですとか、聞いていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○住民C

私は若いころからリウマチで、自転車に乗れない人なんです。バスと徒歩しかできないので、ここはわりかしスーパーとかも近いので、お買い物には苦勞はしていませんけれども、それでもコンビニとかありますと、市役所の簡単な書類を取るとか、コンビニにお金を払いに行くことがありますよね。そういうことが割と近くにないものですから、ここにあっては便利だなと希望として思っていますので、そういう検討もしていただくと助かるかなってふうに思っています。

○資産経営課主幹

市の方で、コンビニエンスストアを建設するという計画は今のところないと思います。こちらの残地につきましては、先ほどお伝えしたように3年4年経過する中で、市自体の公用的な利用がないか、まずはそういうものを最優先に検討して、そういう利用がなければ、場合によっては違った活用っていうところも検討していくという形にはなりますので、最終的にまた皆様と協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○住民D

まだちょっと早い話かも知れませんが、松浪コミセンの状況を見てまして、ホールは一つあるんですけども、総会なんかやるときにホール並みの部屋が複数あった方が、どうしても定期的に重なるようなことがありますので、例えばホール1と調理室なんかがパーテーションみたい

な感じで大きくなるとか、そういうふうな使い方ができるのがいいのかなと思っています。その辺ちょっとお聞きしたいです。

○市民自治推進課長

今の段階で、一番新しいコミセンが松浪コミセンなので、松浪コミセンを参考に、松林コミセンもこれから皆さんと話し合い等しながら、どういう施設が松林地区に一番いいのかを決めていきたいと思っています。

松林地区のコミセン研究会の皆さんからいただいたお話の中でも、会議室は可動間仕切り、今おっしゃっていただいたような、真ん中で区切ったり広くしたりというような形で使えるのが良いのではないかというご意見をいただいていますので、その辺も参考にしていきたいと考えております。

この後の設計につきましては、2月1日号の広報で、地域の皆さん、また市役所と一緒に施設の設計について検討していきませんか、という委員さんを募集させていただきます。ですので、せっかく地域にコミセンができるのだから自分の意見も少し言いたいなという方は、委員として応募していただければ、この後も引き続き、皆さんと一緒に設計等のご意見を言っていただくことができます。また、地域で活動していただいているの皆さんにも一緒に検討していただきますので、地域の方からも、今こういう状況ですよというお知らせをしていただけるのかなと思っています。その際に、お近くの方にご意見を言っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○住民D

わかりました。ありがとうございます。

○司会

他にありますか。それでは質疑応答の時間を終了させていただきます。ご意見につきましては先ほどご案内した通り、1月27日からパブリックコメント手続きを実施しますので、その中でいただくこともできます。

それでは以上をもちまして説明会を終了いたします。本日はお忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございました。

○市民自治推進課長

もしお近くの方に資料をお持ちになりたいという方がおられましたら、近くの資料をお持ちいただいて、今日の説明を共有していただければと思いますので、ご自由にお持ちください。